

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

# 福 島 県 報

目 次

### 告 示

- 公印を改刻しその使用を開始する件
- 県営土地改良事業計画を変更した件
- 都市計画を変更した件

### 公 告

- 土地改良区の役員が退任した旨届出があつた件
- 福島県公安委員会
- 道路交通法による指定講習機関として指定した件の一部を改正する件
- 道路交通法により運転免許取得者教育の認定をした件の一部を改正する件

五 五 五 五 五


## 告 示

### 福島県告示第四十六号

公印を次のように改刻し、平成二十八年二月十五日その使用を開始する。  
平成二十八年二月二日

福島県知事 内 堀 雅 雄

職印

11の3	番号	福島県知事職務代理者印 (福島県相馬港湾建設事務所用)	公印の名称	印影	福島県相馬港湾建設事務所長	公印管理者
						

(文書法務課)

### 福島県告示第四十七号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条の三第一項の規定により、菅波地区に係る県営農村地域復興再生基盤総合整備事業(農地防災事業(湛水防除事業))を行うための土地改良事業計画を変更した。この変更後の関係書類を次のとおり縦覧に供する。  
平成二十八年二月二日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 縦覧に供する書類
- 二 土地改良事業変更計画書の写し
- 三 縦覧の期間
- 四 平成二十八年二月三日から 月二十二日まで (二十日間)
- 五 縦覧の場所
- 六 いわき市役所

(農村計画課)

### 福島県告示第四十八号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項で準用する同法第十八条第一項の規定により、会津都市計画道路を変更した。この変更に係る関係図書を次のとおり縦覧に供する。  
平成二十八年二月二日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 新たに都市計画に含まれた土地の区域
- 二 会津若松市高野町大字柳川のうち
- 三 字下高野の一部の区域
- 四 会津若松市高野町大字上高野のうち

字村西の一部の区域  
会津若松市町北町のうち  
中地の一部の区域  
会津若松市神指町のうち  
榎木壇の一部の区域  
会津若松市神指町大字高瀬のうち  
字大道東、字滑田及び字高瀬の各一部の区域  
縦覧に供する図書  
二 総括図、計画図及び計画書の写し  
三 縦覧場所  
福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県会津若松建設事務所企画管理部企画調査課  
(都市計画課)

## 公 告

## 公告第二十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任した旨届出があった。

平成二十八年二月二日

福島県知事 内 堀 雅 雄

土地改良区の名称

只見町土地改良区

退任した役員

役別 氏名

理事

五十嵐 源一郎

住所

南会津郡只見町大字只見字塚前一九三五番地の一

(農村計画課)

## 福島県公安委員会

## 福島県公安委員会告示第5号

道路交通法による指定講習機関として指定した件（平成2年福島県公安委員会告示第29号）の一部を次のように改正する。

平成28年2月2日

福島県公安委員会委員長 渋 佐 克 之

1の表3の項中「山形県長井市緑町11番20号」を「山形県長井市舟場5番14号」に改める。

(運転免許課)

## 福島県公安委員会告示第6号

道路交通法による指定講習機関として指定した件（平成8年福島県公安委員会告示第44号）の一部を次のように改正する。

平成28年2月2日

福島県公安委員会委員長 渋 佐 克 之

1の表株式会社マツヤの項名称の欄中「株式会社マツヤ」を「株式会社マツキ」に改め、同項住所の欄中「福島市飯坂町湯野字洞下1番地」を「山形県長井市舟場5番14号」に改め、同項代表者の氏名の欄中「松木 紀昌」を「松木 盛行」に改め、同項事務所の名称の欄中「飯坂自動車学校」を「マツキドライビングスクール 福島飯坂校」に改める。

2中「大型自動二輪免許」を「大型自動二輪車免許」に改める。

(運転免許課)

## 福島県公安委員会告示第7号

道路交通法により運転免許取得者教育の認定をした件（平成12年福島県公安委員会告示第38号）の一部を次のように改正する。

平成28年2月2日

福島県公安委員会委員長 渋 佐 克 之

1 の表株式会社マツキの項中「山形県長井市緑町11番20号」を「山形県長井市舟場5番14号」に改める。

(運転免許課)